

## 性的指向・性自認に関する港区男女平等参画推進会議の答申について

令和元年5月13日、区長から港区男女平等参画推進会議に対し、港区男女平等参画条例第16条の規定に基づき、「性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について」及び「港区における性的指向に関する制度について」を諮問しました。

令和元年7月25日、港区男女平等参画推進会議から、本年度2回の議論を経た上で、以下のとおり答申がありました。

### 1 港区男女平等参画推進会議での審議経過

開催日	内容
令和元年5月13日	諮問 性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について 港区における性的指向に関する制度について
令和元年6月24日	検討
令和元年7月8日	検討
令和元年7月25日	答申

### 2 答申の概要

#### (1) 性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について

港区男女平等参画条例（平成16年港区条例第3号）は、「すべての人の人権を尊重し、性別による差別的取扱いの解消を図ること」を基本理念としている。

この条例でいう「性別」には、平成15年度に、条例制定に向けて設置された有識者による「男女平等に関する条例検討会」において検討を重ねた際に、「性的指向」や「性自認」の概念を含めて用いられることとされてきた。

港区男女平等参画推進会議としても、条例の条文に「性的指向」や「性自認」を明示して盛り込み、区の姿勢を明確に示すことが、社会状況からも適切と判断し、現行の条例の条文に沿って、具体的に検討を進めた。

盛り込むべき内容は、次のとおりである。

- ①性的指向・性自認の定義、明示
- ②性表現の定義、性表現の自由の明示
- ③性的指向・性自認に起因する人権侵害の禁止
- ④性的指向・性自認のカミングアウト（公表）への制約の禁止

他人の性的指向・性自認のアウティング（本人の意に反して公にすること）の禁止

- ⑤性的指向・性自認の尊重について基本理念、基本的施策への位置付け
- ⑥性的指向に関する制度の位置付け
- ⑦条例改正全体をとおして
- ⑧条例以外で対応することが望ましいもの

## (2) 港区における性的指向に関する制度について

性的指向に関する制度を導入することが適切と判断し、他の自治体の制度の比較、各種の調査結果、当事者のニーズ等を踏まえながら、制度の設計に役立つように具体的に検討を進めた。

内容は、次のとおりである。

### ①性的指向に関する制度の性格

二人の契約関係を基礎として、契約モデルで共同生活関係を捉える仕組みとする（契約婚〈仮称〉）。

双方が共同生活に関する契約を交わし、区が確認カードを交付する。契約書については、区で標準様式を整備する。

### ②性的指向に関する制度の対象者

戸籍上の性別が同一でも、同一でなくてもよい。

### ③対象者の国籍

日本国籍に限定しない。

### ④対象者の年齢

成年とする。

### ⑤婚姻との関係

結婚している人は対象としない。

### ⑥居住要件

双方又は一方が区内在住

双方が区内転入予定

### ⑦通称名の使用

通称名の使用を認める。

### ⑧区外転出時の対応

区外転出時に、確認カードの返還を求める必要はない。

### ⑨死亡、関係解消時の対応

関係解消時には、確認カードの返還を求める必要がある。

双方又は一方の死亡時には、確認カードの返還を求める必要はない。

### ⑩制度全体をとおして

制度を利用する二人が契約で養子縁組を定めている場合、相互に法定相続人となるため、一方の死亡時に親族との間で相続上の混乱が発生することが懸念される。制度施行までに契約様式にこうしたリスクがないかどうか、法律の専門家に確認する必要がある。